

国家公務員制度改革基本法のポイント

1. 内閣一元管理の導入

内閣官房に内閣人事局を設置し、幹部職員等の一元管理を行う。

① 内閣人事局の設置

- ・ 法施行後 1 年以内（次期通常国会目途）に、内閣人事局を設置するために必要な法制上の措置を講ずる。

② 一元管理の内容

- ・ 内閣人事局は各省幹部職員任用の際の適格性の審査及び候補者名簿の作成を行う。
- ・ 各大臣は人事を行うにあたって、任免については、内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議した上で行う。 等

③ その他

- ・ 内閣人事局は政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う。
- ・ 総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関し担っている機能について、必要な範囲で内閣官房に移管する。

2. キャリア制度の廃止

I 種試験合格者が、身分固定的に幹部候補となり、横並びで昇進するキャリア制度を廃止する。

① 採用試験の抜本的見直し

- ・ 現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直す。

② 幹部候補育成課程

- ・ 管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための、幹部候補育成課程を整備。課程への選考は、採用試験の種類にとらわれず、勤務実績に基づいて行われる。

3. 労働基本権

協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

4. その他

このほか、基本法においては、国家戦略スタッフの設置、官民の人材交流の推進、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底、能力及び実績に応じた処遇の徹底、定年まで勤務できる環境の整備及び定年の段階的な引き上げの検討等を規定。